

令和8年5月27日

保護者 様

大阪市立八幡屋小学校
校長 井原 高志

非常変災時等の措置について(改定)

令和8年5月29日より気象庁による新たな「防災気象情報」が運用されます。

これまでの「警報」と「特別警報」の間に「危険警報」が入ります。「非常変災時の措置」の一部を改定しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 気象庁より大阪市において、「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合。
- イ 気象庁より大阪市において、「大雨」「土砂災害」「高潮」についての「危険警報」「特別警報」が発表された場合。
- ウ 大阪市（大阪市長）より所在する区のいずれかの地域において、「河川氾濫」の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
情報収集に際しては、以下を参考にしてください。
 - 大阪市ホームページ（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
 - おおさか防災ネット（メール登録もできます）
 - 大阪市危機管理室 X
 - LINE 大阪市公式アカウント
 - 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）
 - 緊急速報メール（受信できない機種もあります。） } 「大阪880万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。
- エ 大阪市内のいずれかの地域において、**震度5弱以上の地震**が発生（気象庁発表）した場合。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、校内にて安全確保に努め、児童を待機・避難させます。保護者様には、ミマモルメによるメール配信、学校ホームページによって『緊急の引き渡し』についてお知らせします。災害状況がひどくなる前に、**急ぎご来校ください**。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前にご家庭でも話し合っておいてください。